

嘉穂高等学校 40 期同期会会則

(名称)

第1条 この会は、嘉穂高校 40 期同期会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて平成 26 年度嘉穂高校同窓会総会の成功を目的とする。

(設置場所)

第3条 本会の事務局は、事務局長宅に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、福岡県立嘉穂高等学校 40 期卒業生とする。

(会費)

第5条 本会の会費は、50,000 円とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名、副会長 6 名以内、会計若干名、事務局若干名を置く。
- (2) 総務委員、財務委員、企画委員、広報委員を若干名置く。
- (3) 各クラスにクラス委員若干名を置く。
- (4) 監査委員 2 名以内を置く。
- (5) 地区連絡委員は、関東地区、関西地区、福岡地区、北九州地区に若干名置く。
- (6) 会長と副会長のうち若干名をもって同窓会本部の理事とし、会長を常任理事に充てるものとする。

2 前項の役員をもって平成 26 年度嘉穂高等学校大同窓会の実行にあたるものとし、その場合にあっては、会長を実行委員長、副会長を副実行委員長に読み替えるものとする。

(選出)

第7条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、事務局は、同期会の会員の中から選出し、事務局にあっては、互選により事務局長を 1 名選出する。
- (2) 総務委員、財務委員、企画委員、広報委員の各委員長 1 名、副委員長 3 名以内を同期会の会員の中から会長が指名する。各委員は、同期会の会員の中から選出する。
- (3) クラス委員は、各クラスの中から選出する。
- (4) 監査委員は、同期会の会員の中から選出する。
- (5) 地区連絡委員は、役員会で選出し、会長が選任する。

(任務)

第8条 本会の役員、委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- (3) 会計は、同期会の会費などの経理を行う。
- (4) 事務局は、連絡調整及び会員名簿の調整を行う。
- (5) 総務委員会は、同窓会総会、同期会総会の総務を行う。
- (6) 財務委員会は、同窓会費（特別会費）の徴収、寄附金募集、その他本会の財務一般を行う。

- (7) 企画委員会は、同窓会・同期会総会のアトラクション・会場設営などの企画、実行を行う。
- (8) 広報委員会は、会報の発行、その他広報渉外を行う。
- (9) クラス委員は、クラスを掌握し、クラスの会員との連絡調整を行う。
- (10) 監査委員は、同期会の監査を行う。
- (11) 地区連絡委員は、各地に在住する会員との情報交換を図るとともに本会との連絡調整を行う。

2 本会の役員の任務は、平成 26 年嘉穂高等学校同窓会終了までとし、重任、再任を妨げない。
(総会)

第 9 条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、原則として毎年 1 回開催し、次のことを承認する。
 - (1) 予算、決算に関すること。
 - (2) その他運営に関すること。(総会の議長)

第 10 条 総会の議長は、会長とする。ただし、会長が指名した場合はこの限りでない。
(役員会)

第 11 条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局、総務委員長、財務委員長、企画委員長、広報委員長をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を行う。
 - (1) 本会の目的遂行に関すること。
 - (2) 予算案の構成、予算執行及び決算に関すること。
 - (3) 軽微な予算の変更に関すること。
 - (4) その他運営委員会に諮る案件などの調整に関すること。(運営委員会等)

第 12 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局、総務委員、財務委員、企画委員、広報委員及びクラス委員をもって構成し、会長が招集し、会長が議長をする。

- 2 運営委員会は、原則として毎年 2 回開催する。ただし、委員が要請した場合には、別に運営委員会を開催することができる。
- 3 運営委員会は、次の各号にあげる事業を審査し決定する。
 - (1) 予算、決算に関すること。
 - (2) 本会の目的遂行に必要な事項に関すること。
 - (3) 本会の会則変更に関すること。

4 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を審議することが出来ない。

5 運営委員会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数決でこれを決するものとする。

6 運営委員会は、平成 26 年度嘉穂高等学校同窓会実施にあつては、実行委員会に読み替えるものとする。

(その他)

第 13 条 この会則に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

附 則

この会則は、平成 25 年 1 月 2 日から施行する。